

令和 8 年 9 月 28 日

令和 8 年第 3 回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会報告資料

企 業 庁

目 次

ページ

(報告事項)

I	次期電力受給契約について-----	1
II	相模ダムリニューアル工事（第2期）について-----	3
III	令和7年度における水道料金の免除の状況について-----	5

I 次期電力受給契約について

県営電気事業の令和9年度から令和11年度の電力受給契約について、次のとおり一般競争入札を実施し、契約を締結したので報告する。

1 募集概要

(1) 対象発電所

10箇所の一般水力発電所と1箇所の揚水式発電所（城山発電所）による11発電所（詳細は別表のとおり）

(2) 電力受給期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

(3) 一般水力発電所の予定受給電力量

約3億kWh／年（一般家庭約10万世帯が年間に消費する電力量に相当）

(4) 料金体系

一般水力発電所については全量を従量料金とする。

揚水式発電所については年間を通じた固定料金とする。

(5) 地産地消の取組み

一般水力発電所が発電した電力については、神奈川県内への全量供給を基本方針とする。

2 入札の結果

(1) 入札参加者数

6者（応札5者、辞退1者）

(2) 入札結果

入札の結果、落札者とその落札金額（税抜）は次のとおりとなった。

落札者名	落札金額（税抜）
東京電力エナジーパートナー株式会社	14,898,257,862円 （3年間の総額）

3 契約締結日

令和8年9月4日

(別表)

対象発電所一覧

発電所名	発電機 台数	所在地	最大出力 (kW)
一般水力発電所			
相模発電所	2 台	相模原市緑区若柳	31,000
津久井発電所	2 台	相模原市緑区谷ヶ原	25,000
道志第 1 発電所	1 台	相模原市緑区牧野	10,500
道志第 2 発電所	1 台	相模原市緑区牧野	1,050
道志第 3 発電所	1 台	相模原市緑区牧野	1,000
道志第 4 発電所	2 台	相模原市緑区牧野	59
愛川第 1 発電所	1 台	愛甲郡愛川町半原	24,200
愛川第 2 発電所	1 台	愛甲郡愛川町半原	1,200
早川発電所	1 台	足柄下郡箱根町宮城野	2,900
柿生発電所	1 台	川崎市麻生区黒川	680
玄倉第 2 発電所 (休止中)	1 台	足柄上郡山北町玄倉	2,900
揚水式発電所			
城山発電所	2 台 (※)	相模原市緑区川尻	120,000

※ 城山発電所の発電機は 4 台であるが、電力受給期間中に 2 台が工事のため停止する予定であり、運転できる発電機は 2 台となる。

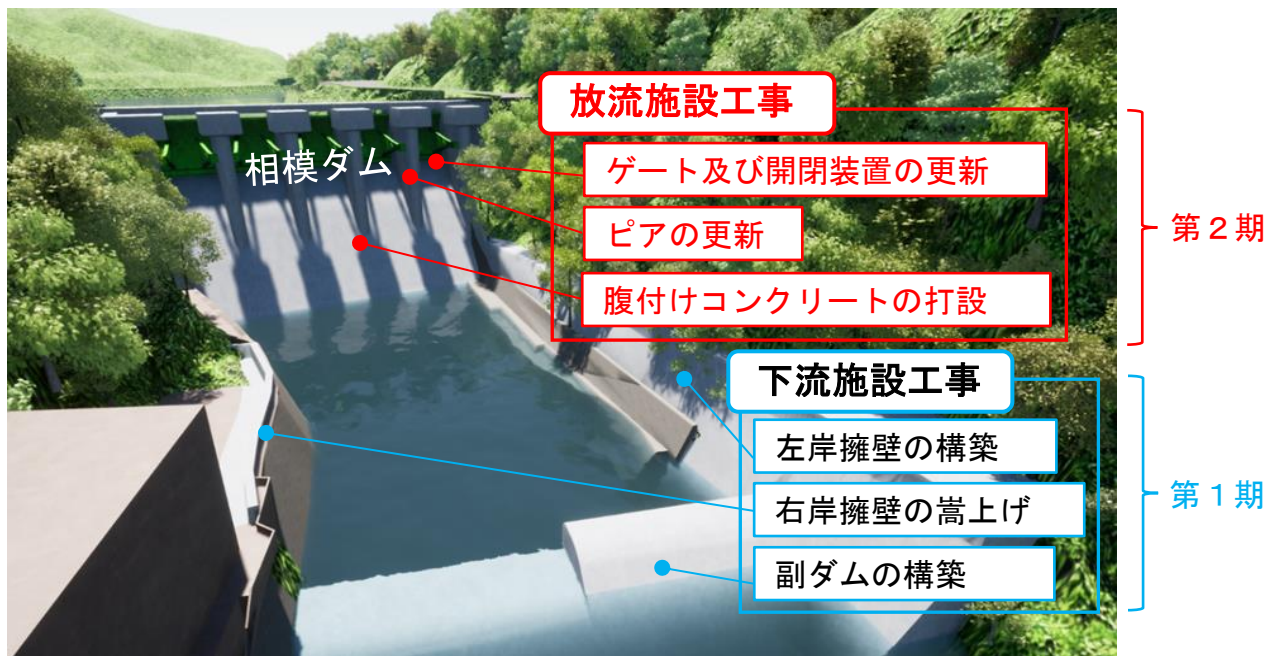
Ⅱ 相模ダムリニューアル工事（第2期）について

1 概要

相模ダムは、完成以来79年が経過し、放流施設の老朽化及び下流河道の浸食が進行していることから、発電及び水道用原水の将来にわたる安定供給を図るため、相模ダムリニューアル事業を開始した。

工事は、浸食が進行した下流河道の保護（下流施設工事）と老朽化した放流施設の更新（放流施設工事）からなる。

令和6年度から下流施設工事を実施しており、令和8年度は、令和9年度からの放流施設工事に向けた工事契約の手続きを開始したことから、その概要について報告する。



2 放流施設工事の概要

(1) 工事名

相模ダムリニューアル工事（第2期）放流施設工事

(2) 工期

契約日から令和13年7月まで

(3) 工事内容

放流施設の老朽化が顕在化していることから、既存の放流施設の下流側に新たな放流施設を構築する。

(4) 発注方式

受注者の決定に際しては、入札価格だけでなく技術力を評価する、総合評価落札方式（標準型）を採用している。

(5) 入札スケジュール

令和8年8月25日	入札公告
9月	入札参加資格確認申請の受付
12月	技術資料の提出
令和9年2月	開札
	学識経験者の意見聴取
3月	落札候補者の決定・事後審査
	契約締結

3 工事スケジュール

工 種	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	...	R 18	...	R 22	R 23	R 24
放流施設工事															
ピアの更新															
ゲートの更新															
腹付けコンクリートの打設															
その他工事 （仮設工事等）															
下流施設工事															

Ⅲ 令和7年度における水道料金の免除の状況について

神奈川県県営上水道条例第46条第1項及び第2項の規定に基づき、公営企業管理者は水道料金を納入することができる見込みがないと認める場合は、500万円以下のものに限り当該水道料金を免除することができる。

また、同条第2項の規定に基づき、毎年度の免除した件数及び金額を議会に報告することとされている。

1 水道料金の免除対象

債務者の所在不明その他の理由により納入見込みのない水道料金で、神奈川県県営上水道条例施行規程（以下「規程」という。）第25条の2第4項の各号の規定に該当するもの。

2 件数及び金額

10,698件、29,110,788円

3 免除の内訳

(1) 理由別内訳

理由	件数	金額（円）
所在不明 （規程第25条の2第4項第2号）	10,632	26,783,172
破産 （規程第25条の2第4項第3号）	66	2,327,616

(2) 用途別内訳

用途	件数	金額（円）
家事用	10,315	24,340,385
業務用	383	4,770,403

(3) 免除金額別内訳

免除金額	件数	金額（円）
1,000,000円以上	1	1,251,718
500,000円超 1,000,000円以下	0	0
100,000円超 500,000円以下	11	2,698,239
10,000円超 100,000円以下	261	4,867,120
10,000円以下	10,425	20,293,711